

地共済法施行規程・施行規則の改正（短時間勤務者への適用拡大関係）

1. 改正の背景（政令改正の内容）

- 短時間組合員（短期給付・福祉事業のみの適用を受ける組合員）の適用要件について、以下の措置を講じた。

- | | | | |
|---------------------|----|-------------------------|--------|
| ①賃金要件（報酬月額が8.8万円以上） | 撤廃 | ②労働時間要件（週所定勤務時間が20時間以上） | |
| ③非学生要件（学生は適用対象外） | | ④規模要件（常勤職員数50人超の事業所に雇用） | 段階的に撤廃 |

※ 共済組合等については、①～③は政令ではなく省令（施行規程）に規定されている。

※ ④は、特定地独法等（特定地方独立行政法人及び共済組合等）に限り、適用されている。

- 最低賃金の減額特例の対象者（特定減額特例対象者）については、①を当分の間存置しつつ、本人が希望する場合には、①を満たさない場合でも特定減額特例対象組合員として短期給付・福祉事業を適用する。
- ④の段階的撤廃に伴い、新たに適用対象となる短時間組合員について、特定地独法等が労使折半を超えて負担金を負担した上で、折半超過分の負担金を特定地独法等に還付する経過措置（掛金・負担金調整制度）を設ける。

2. 改正の概要

- 共済組合等の短時間勤務者については、上記①～③が省令（施行規程）で規定されているため、政令改正と同様に、①の撤廃を行う。
 - 特定減額特例対象組合員の資格取得・喪失に関する手続を規定する。
 - 掛金・負担金調整制度の適用に関する手続を規定する。
- ※ このほか、「社会保険診療報酬支払基金」が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に名称変更されることに伴う改正を行う。

3. 施行期日等

公布日：令和8年9月30日

施行日：令和8年10月1日